

Q32 知的障害者の在宅福祉施策にはどのようなものがありますか。

(1) ホームヘルプ事業

日常生活を営む上で支障のある知的障害者に対して、ホームヘルパーを派遣して適切な家事・介護を行うものです。

対象者 重度の知的障害者であって、日常生活上の便宜を必要とする者

内 容 家事・介護 「食事の世話・洗濯・掃除・身の周りの世話・生活必需品の買い物、通院介助その他必要な用務」
相談・助言 「各種援護制度の適用・生活・身上等に関する相談・助言指導」
外出時の付添い

手 続 実施主体は市町村であり、居住地域の福祉事務所または市町村役場に申請する。

(2) 日常生活用具の支給

対象者 在宅の知的障害者

内 容 特殊マット・特殊便器等の日常生活用具を給付する。

手 続 居住地の福祉事務所に対して申請を行い、給付券を受け取って指定の業者に提示する。

(3) 職親委託

18歳以上の知的障害者について、知的障害者の福祉に理解のある民間の事業経営者などを職親として知的障害者を一定期間委託し、生活訓練や職業訓練を行うものであり、就職のための素地を提供し、職場における定着性を高めることにより知的障害者の自立更生を図ろうとするものです。

(4) 地域生活援助事業(グループホーム) (知的障害者福祉法 4条・16条)

一定の要件を具備した知的障害者を一般の住宅地の中の通常の住宅で生活させ、そこに世話人を置き、食事の提供、健康管理の援助その他の日常生活に必要な援助を行うものです。

対象者 以下のいずれにも該当する知的障害者

日常生活上の援助を受けずに生活することが可能でないか、適当でないこと

数人の共同生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができていること

就労(福祉的就労を含む)していること

日常生活を維持するのに足る収入があること

内 容	世話人の行う業務 食事の提供、健康管理、金銭管理その他日常生活に必要な業務 運営主体の行う業務 問題発生時の処理、世話人・利用者からの要請への対応、世話人の監督
手続き	援護の実施者は都道府県、市および福祉事務所を設置する町村であり、ここに対する申請に基づき、申請者の希望するグループホームの運営主体等の意見を勘案して、入居を決定することとなっている。家賃、食費、光熱費等の共通経費について費用負担がある。

(5) 通所入寮制度 (知的障害者福祉法 2 1 条の 7)

通所施設等を退所して働いている知的障害者について、一定期間通勤寮に入所させて職場に通わせながら社会適応能力の向上を図ることを目的とする制度です。

(6) 福祉ホーム (知的障害者法 2 1 条の 8)

日常生活において自立し、就職しているが、家庭環境や住宅事情のために適当な住居がない知的障害者に対して、低料金で入居させ、社会参加の助長と独立心を養うことを目的とする制度です。

(7) 福祉工場 (昭和 6 0 年 5 月 2 1 日厚生省発児第 1 0 4 号「精神薄弱者福祉工場の設置および運営について」)

作業能力はあるが、対人関係や健康管理などの理由により一般企業に就労できない知的障害者を雇用し、生活指導、健康管理などに配慮した環境の下で社会的自立を促進することを目的とする制度です。